

令和3年（行ウ）第66号 供託金返還等請求事件

原告 木原功仁哉

被告 国

準備書面（5）

令和4年5月19日

神戸地方裁判所第2民事部合議B係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

（被告の令和4年5月24日付け被告第1準備書面について）

- 一 被告は、原告の主張に対し、違法はないとか、理由がないとするだけで、具体的な認否及び反論を行わないのであるが、このやうな傲慢不遜な訴訟態度は、以下の理由によつて違憲違法なものと言はざるを得ない。
- 二 1 民事訴訟法第230条は、文書の成立の真正を争つた者に対する過料の制裁を定めてをり、この規定は、訴訟当事者には、訴訟における主張立証活動において、対等に訴訟上の真実義務が課せられてゐることを前提としたものである。
2 また、国は、行政訴訟及び国家賠償訴訟等において訴訟当事者となりうるものの、他面においては、国家としての国民に対する義務として、日本国憲法第13条、第31条及び第32条によつて複合的に保障された、公正、公平な手続保障による裁判を受ける国民の権利を侵害してはならず、国を被告とする訴訟においても、国は単なる当事者として対等に訴訟活動を行ふだけではなく、国民の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」（同第13条後段）義務があることから、訴訟上の真実義務、信義則義務等は憲法上の義務として、私人である訴訟当事者以上に強く求められるものである。
- 三 1 ところが、本件における原告の多くの主張、とりわけ事実上の主張の中には、公知の事実と判断される事実が多く含まれてをり、それを一括して否認するとすることは、憲法及び訴訟法で国に課せられた真実義務、信義則に違反する違憲違法な訴訟態度であつて到底許されないものである。
2 また、原告の主張するその余の事実についても、その法律上の主張と相俟つて、本件における重要な争点であつて、これについて被告国が具体的な認否、反論をせず、単に争ふとするだけの高踏的な訴訟態度もまた違憲違法なものである。
3 従つて、被告国の主張態度は、違憲かつ著しい権利濫用であるから、原告の主張した「事実を争うことを明らかにしない場合」（民事訴訟法第159条第1項）に該当するものとして、「その事実を自白したものとみなす」と評価されるべきである。